

別記7

林業・木材産業循環成長対策事業 (特用林産振興施設等の整備) 実施要領

第1 目的

この事業は、特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備を行う。

第2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙1に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付金の交付決定に際し、県実施要領の別紙1及び別記を付すものとする。

第3 事業計画の作成

- 1 市町村長は、事業の要望に係る個別の機械・施設の具体的内容について事業計画書（別記様式第1号）を作成し、所管する地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出する。
- 2 地域振興局長等は、市町村長から提出のあった事業計画書の内容の適切性について、事前点検シート（県実施要領様式2号）を作成するものとし、適切と認められるときは知事に進達するものとする。
なお、地域振興局長等は必要に応じて、市町村長に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。
- 3 知事は、提出された事業計画書について実施要件や指標の妥当性等から内容を審査し、適当と認められる場合にこれを承認し、予算の範囲内で市町村長にその旨を通知する。

第4 事業計画の変更

- 1 市町村長は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合、速やかに変更事業計画を作成し、地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。
なお、著しい変更とは以下に示す場合を指す。
 - (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業実施主体の新設又は廃止
 - (3) 個別指標の追加・変更又は廃止
 - (4) 機械及び施設の変更又は追加
 - (5) 施工箇所又は施工場所の変更
 - (6) 交付金の増額又は30%を超える減額となる場合
- 2 地域振興局長等は、市町村長から提出のあった変更事業計画書を審査し、やむを得ないと認められるときは知事に進達するものとする。
- 3 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときはこれを承認し、市町村長にその旨を通知する。

第5 事業の内容及び採択基準等

交付金の事業の内容及び、事業実施主体については、国交付要綱の別表2の1の(3)の③「特用林産振興施設等の整備」及び県交付金交付要綱別表J-7による。また、事業の採択基準等は、国実施要領の別表2の1の13「特用林産物活用施設等整備」及び、県交付金交付要綱附表1-4の「特用林産物活用施設等の整備」による。

第6 交付事務及び事業遂行のための報告等

1 着手報告

事業の着手は、県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第3の3の事業計画の承認後に、やむを得ない事業により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第12に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。

市町村長は事業に着手したときは、その日から7日以内に着手報告書（別記様式第2号）を知事に提出する。

2 遂行状況報告

市町村長は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告について、交付決定に係る年度の9月30日現在の状況を、10月10日までに、知事に提出する。

3 完了報告

市町村長は、事業を完了したときは、速やかに完了報告書（別記様式第3号）を、知事に提出するものとする。

4 手戻工事等

市町村長は、工事の完成前に一度実施した工事が災害等により被災し、再工事を必要とする場合は速やかに地域振興局長等に届け出て、その措置について指示を受けること。

第7 検査

知事は、市町村長から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに事業完了検査を行うものとする。

完了検査の方法については、「新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号）」及び「新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）」等に基づいて行うものとする。

第8 その他

1 市町村長が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長等を經由するものとし、提出部数は2部（知事1部、地域振興局長等1部）とする。

2 「新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）」第3条第1項によって地域振興局長等に執行が委任された事業については、第6及び第7において「知事」とあるのを「地域振興局長等」と読み替えるものとする。

附則 この要領は、令和5年6月19日から施行する。

附則 この要領は、令和7年5月21日から施行する。

附則 この要領は、令和8年5月27日から施行する。